様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 1月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）こくさいこうぎょうかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 国際航業株式会社  （ふりがな）ふじわら　きょう  （法人の場合）代表者の氏名 藤原　協  住所　〒169-0074  東京都 新宿区 北新宿２丁目２１番１号  法人番号　9010001008669  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進戦略（国際航業のミッション、ビジョン、DX戦略の定義など） | | 公表日 | ①　2023年12月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社HPにて公表  　https://www.kkc.co.jp/sustainability/management/dx/  　国際航業のビジョン、国際航業のミッション、国際航業のDX戦略の定義 | | 記載内容抜粋 | ①　〇ミッション：地球を構成する一員として、地球規模の社会課題を自ら主体的に解決し、持続可能な地球、社会、暮らしを未来の世代にひきつぐ事が使命であると考えます。  〇ビジョン：人（人々の暮らしや行動等）、社会（インフラや産業など）、地球（気候変動等）のすべてを対象とした課題の発見・解決に自ら取組ます。そして、自ら未来の社会を描き、実現するプレイヤーとなることで、持続可能な未来を創る使命を果たしていきます。  〇DX戦略の定義：  「DX・GX・国土強靭化（防災・減災）に関する様々な社会課題に対し、空間情報と多彩な人材がつながることによる“はかる”を超えるテクノロジーを活用し、戦略的投資、社外組織との連携、社内組織の変革により、サステナビリティ経営を推進し続けることで、建設関連地理空間コンサルタント企業から、空間情報による社会課題解決型企業に変革すること」としています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　社内における所定の申請において承認（2023年12月4日）  取締役会規程に記載の付議すべき事項に該当しないものは、代表取締役社長以下に  権限移譲されているので、社長決裁としている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進戦略（国際航業のミッション、ビジョン、DX戦略の定義など） | | 公表日 | ①　2023年12月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社HPにて公表  　https://www.kkc.co.jp/sustainability/management/dx/  　国際航業のDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　空間情報による社会課題解決型企業に変革するために、デジタル活用による以下３つの施策を推進します。  ① 既存事業の効率化/改善：ワークフローの見直しやAIツール導入、社内システムのセキュリティ強化。  ② 既存事業の拡大：GIS系システムの開発力強化、外部向けDX/GX関連サービスの開発・展開促進。  ③ 成長領域の展開：データの横断的利活用のための空間情報プラットフォーム（共通基盤）構築。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　社内における所定の申請において承認（2023年12月4日）  取締役会規程に記載の付議すべき事項に該当しないものは、代表取締役社長以下に  権限移譲されているので、社長決裁としている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進戦略（国際航業のミッション、ビジョン、DX戦略の定義など）  　DX戦略実現のための意思決定プロセス、DX戦略実現のための人材育成・獲得 | | 記載内容抜粋 | ①　〇DX戦略実現のための意思決定プロセス  DX戦略をスピーディ、機動的に推進するため、次の意思決定プロセス導入を推進します。  ・DXサービスの展開戦略を担う、DX戦略推進会議の設置  ・社内DX戦略を推進する、KKC-IT戦略推進会議を設置し、事業部門および人事、IT、アライアンス戦略、先端技術を担当する執行役員で構成され、事業部門に横軸を通す形でＤＸ戦略を推進します。両戦略会議とも、定期的(優先度に応じて随時)に取締役会に報告し、承認を受ける形で推進します。  〇DX戦略実現のための人材育成・獲得  人材育成：社内AIツール導入に向けた、事業部門担当者と専門AIエンジニアをつなぐ事による継続的なAI構築実践（AI-Committee）や、AIエンジニア研修オンデマンド研修等を活用した社内の専門研修による人材育成と技術継承、リスキリング、技術シンポジウムの開催、社内表彰制度、技術士・各種資格支援の取組を推進します。  人材獲得：外部向けDX/GX関連サービス・展開促進のための専門人材獲得、成長領域展開のためのアジャイル開発人材獲得を推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進戦略（国際航業のミッション、ビジョン、DX戦略の定義など）  　DX戦略実現のための研究開発投資の拡大とDX関連事業への取組、最新の情報処理技術の活用、DX戦略実現のための社内環境・社内体制の整備 | | 記載内容抜粋 | ①　〇研究開発投資の拡大とDX関連事業への取組、最新の情報処理技術の活用。  ・事業部門のAI化や３D技術導入、外部向けDX/GX関連サービスの開発を推進します（研究開発費目標：2025年までに2022年比+50%増）。  ・先進的な測定機器（高密度レーザーや可搬型レーザー）を継続的な導入を推進します。  ・GISシステム開発、DX/GX関連人材補強、アジャイル人材獲得を積極的に推進します。  ・“はかる”技術の活用を推進し、先進的な事業や実証実験を積極的に推進します。  実績としては以下のものが挙げられます。  ・国土交通省都市局プロジェクト「PLATEAU」への参画と様々なユースケースの実証実験  ・内閣府の衛星リモートセンシングデータ利活用モデル実証プロジェクトにて、コーヒー農園での衛星データ活用実証実験。  ・衛星データとGISを活用した企業のネイチャーポジティブ対策支援  ・BIM/CIM対応の３次元点群モデルビューア「FusionSpace」のリリース  〇社内環境・社内体制の整備  　事業部門とIT部門とが連携したシステム開発プロセスの改善や、技術開発部門事業部門が連携した、AIツール・３D技術の導入、また、セキュリティ/ガバナンス体制の強化、基幹システムのリプレースを推進します。  　また、ワークライフバランスとして「多様な働き方」を選択できる仕組みを構築し、職場環境の整備を推進します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進戦略（国際航業のミッション、ビジョン、DX戦略の定義など） | | 公表日 | ①　2023年12月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社HPにて公表  　https://www.kkc.co.jp/sustainability/management/dx/  　DX戦略実現のためのモニタリング指標 | | 記載内容抜粋 | ①　財務的指標としては、ＤＸ戦略実現のためのデジタル活用による３つの施策（既存事業の効率化/改善、既存技術の拡大、新規事業の展開）ごとの売上数値について継続的なモニタリングを推進します。  　また、独自のKPIとして、以下をモニタリング指標とします。  　・人材育成に関する指標（技術士）  　・ＡＩ/３Ｄ導入によるプロセス改善量  　・研究開発費（2025年までに2022年比+50%増）  数値は外部公開しないものとします。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年12月 5日 | | 発信方法 | ①　DX推進戦略（国際航業のミッション、ビジョン、DX戦略の定義など）  　会社HPにて公表  　https://www.kkc.co.jp/sustainability/management/dx/  　トップメッセージ【空間情報で未来に引き継ぐ世界をつくる】 | | 発信内容 | ①　代表取締役社長より国際航業のミッション実現のためのトップメッセージを発信しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティを重要な経営課題に位置づけており、情報セキュリティの文書として「ITシステム基本方針」を策定し、公開しました。https://www.kkc.co.jp/it-service-policy/  また、地理空間情報技術サービス、マーケティングや位置情報サービスを展開する事業部門では、2007年3月にISO/IEC27001認証を取得し、定期的に更新審査を受けて認証を維持しています。  当社はまた、個人情報保護方針に基づいて構築した個人情報保護マネジメントシステムを運用しており、プライバシーマークの付与認定を受けています。2001年3月に初回付与認定を受け、以後、2年ごとに更新審査を受けて認定を維持しています。  <ISMSの認証登録内容>  https://isms.jp/lst/ind/CR\_JUSE-IR-088.html  <プライバシーマーク認定>  登録番号：10820046(13)　 現登録年月日：2025/3/22  〇個人情報保護方針  https://www.kkc.co.jp/policy/  〇資格保有者  ・情報セキュリティスペシャリスト　3名 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。